

# 松原市幼児教育・保育の無償化について

(認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター)

- 無償化の対象となるためには、松原市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- 3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもは、月額3.7万円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもは月額4.2万円までの範囲で、施設に支払った利用料が無償化の対象となります。

(注) 無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。

(注) 幼稚園在籍の子どもは、金額が異なりますので在籍施設にご確認ください。

- **無償化の給付を受けるには**

- ・ 所定の申請書・請求書
- ・ 施設が発行する提供証明書等の施設の提供状況がわかる証明
- ・ 施設が発行する領収書等の支払いがわかる証明が必要になります。

⇒ **請求時期まで大切に保管ください**

(注) 請求時期については、松原市より対象者へご案内いたします。

